



宮 崎 県 公 報

平成29年4月20日(木曜日) 第 2888 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 1	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○指定居宅介護支援事業の廃止…………… (“) 2	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 3	
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 4	
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 4	

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市

町村の意見 (3件) …………… (商工政策課) 4	
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 5	
○土地改良区の定款変更の認可 (4件) …………… (“) 6	
○基本測量の実施の通知…………… (管理課) 6	
○基本測量終了の通知…………… (“) 6	
○入札公告…………… 6	
公安委員会公告	
○警備員等の検定の実施について…………… 7	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3	
分の1の数…………… 8	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分	
の1の数…………… 8	

告 示

宮崎県告示第 301号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成29年4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4560690028	訪問看護ステーションにちりん	宮崎県日向市日知屋 16751番地	株式会社ロクジ	宮崎県日向市富高 6323番地36	平成29年3月1日	訪問看護
4570302606	通所介護事業所すみれ伊形町	宮崎県延岡市下伊形町5972-1	株式会社ウエスティンコーポレーション	大分県宇佐市上時枝1205番地の52	平成29年3月1日	通所介護
4570401341	三三デイサービス	宮崎県日南市星倉 5158-2	株式会社三三	宮崎県日南市吾田西一丁目4番28号	平成29年3月1日	通所介護
4572001677	通所介護事業所めいりん	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 123	株式会社九州ケアライン高鍋	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 123	平成29年3月1日	通所介護
4570204026	デイサービスかみながえ	宮崎県都城市上長飯町5247番地9	株式会社トータル・ケアサービス	宮崎県都城市山之口町富吉2907番地	平成29年3月16日	通所介護

宮崎県告示第 302号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成29年4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4560690028	訪問看護ステーションにちりん	宮崎県日向市日知屋 16751番地	株式会社ロクジ	宮崎県日向市富高 6323番地36	平成29年3月1日	介護予防訪問看護
4572001677	通所介護事業所めいりん	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 123	株式会社九州ケアライン高鍋	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 123	平成29年3月1日	介護予防通所介護
4570204026	デイサービスかみながえ	宮崎県都城市上長飯町5247番地 9	株式会社トータル・ケアサービス	宮崎県都城市山之口町富吉2907番地	平成29年3月16日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 303号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定
居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年4月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570201675	ショートステイまりあ	宮崎県都城市志比田町9573番地 1	社会福祉法人まりあ	宮崎県都城市志比田町9573番地 1	平成29年3月31日	短期入所生活介護
4570201907	ショートステイ遊癒の里・かなだ	宮崎県都城市金田町1959-1	株式会社ソートフル	宮崎県都城市高崎町大牟田1215番地 22	平成29年3月31日	短期入所生活介護
4570202293	セントケア都城	宮崎県都城市年見町23-1	セントケア九州株式会社	熊本県熊本市中央区十禅寺一丁目3番1号	平成29年3月31日	訪問介護
4570700155	串間市社会福祉協議会市木デイサービスセンター	宮崎県串間市市木 2028	社会福祉法人串間市社会福祉協議会	宮崎県串間市西方 9365番地 8	平成29年3月31日	通所介護
4570700403	指定通所介護事業所幸せホームあすか	宮崎県串間市西方 3676番地	社会福祉法人龍口会	宮崎県串間市南方 3431-5	平成29年3月31日	通所介護
4570900144	ホームヘルパーステーションやすらぎ	宮崎県えびの市西郷字大溝原 648-2	社会福祉法人えびの福祉会	宮崎県えびの市栗下1608	平成29年3月31日	訪問介護
4570900243	真幸園訪問介護事業所	宮崎県えびの市昌明寺70番地 1	社会福祉法人えびの明友会	宮崎県えびの市原田1403番地27	平成29年3月31日	訪問介護
4571600149	訪問介護事業所めぐみ	宮崎県日南市南郷町津屋野2558番地 2	社会福祉法人滝ヶ平福祉会	宮崎県南那珂郡南郷町津屋野2558番地 2	平成29年3月31日	訪問介護
4571900481	デイサービスゆうあい綾	宮崎県東諸県郡綾町北俣 348番地 3	社会福祉法人同潤会	宮崎県宮崎市島之内2345番地 3	平成29年3月31日	通所介護
4572100099	美郷町社会福祉協議会南郷事業所	宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区神門 1075番地 美郷町南郷総合保健センター	社会福祉法人美郷町社会福祉協議会	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代29番地 1	平成29年3月31日	訪問入浴介護
4572100701	デイサービスひむか	宮崎県東臼杵郡門川町加草1541番地 1	特定非営利活動法人ひむか福祉サービス	宮崎県東臼杵郡門川町加草1541番地 1	平成29年3月31日	通所介護

宮崎県告示第 304号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第82条の規定により、指定
居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年 4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570203911	なかま居宅介護支援事業所	宮崎県都城市太郎坊町1530番地	社会福祉法人なかま福祉会	宮崎県都城市太郎坊町3149番地1	平成29年 3月 1日	居宅介護支援
4570200206	仮屋外科胃腸科居宅介護支援事業所	宮崎県都城市志比田町5427- 1	医療法人社団寿礼会仮屋外科胃腸科	宮崎県都城市志比田町5427- 1	平成29年 3月31日	居宅介護支援

宮崎県告示第 305号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 115条の 5 の規定により、
指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年 4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570201675	ショートステイまりあ	宮崎県都城市志比田町9573番地1	社会福祉法人まりあ	宮崎県都城市志比田町9573番地1	平成29年 3月31日	介護予防短期入所生活介護
4570201907	ショートステイ遊癒の里・かなだ	宮崎県都城市金田町1959- 1	株式会社ソートフル	宮崎県都城市高崎町大牟田1215番地22	平成29年 3月31日	介護予防短期入所生活介護
4570202145	デイサービスセンター きらら 五十町	宮崎県都城市五十町1606- 3	株式会社曾於サポートセンター	鹿児島県曾於市財部町北俣2番地1	平成29年 3月31日	介護予防通所介護
4570202293	セントケア都城	宮崎県都城市年見町23- 1	セントケア九州株式会社	熊本県熊本市中央区十禅寺一丁目3番1号	平成29年 3月31日	介護予防訪問介護
4570600983	ジャックとまめの木	宮崎県日向市財光寺字中の原1182- 2	特定非営利活動法人あったかほーむ愛あい	宮崎県日向市財光寺2939番地8	平成29年 3月31日	介護予防通所介護
4570700387	デイサービス喜楽里	宮崎県串間市西方1312番地	株式会社大地	宮崎県串間市西方1312番地	平成29年 3月31日	介護予防通所介護
4570900144	ホームヘルパーステーションやすらぎ	宮崎県えびの市西郷字大溝原 648- 2	社会福祉法人えびの福祉会	宮崎県えびの市栗下1608	平成29年 3月31日	介護予防訪問介護
4570900243	真幸園訪問介護事業所	宮崎県えびの市昌明寺70番地1	社会福祉法人えびの明友会	宮崎県えびの市原田1403番地27	平成29年 3月31日	介護予防訪問介護
4571600149	訪問介護事業所めぐみ	宮崎県日南市南郷町津屋野2558番地2	社会福祉法人滝ヶ平福祉会	宮崎県南那珂郡南郷町津屋野2558番地2	平成29年 3月31日	介護予防訪問介護
4572100099	美郷町社会福祉協議会南郷事業所	宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区神門1075番地 美郷町南郷総合保健センター	社会福祉法人美郷町社会福祉協議会	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代29番地1	平成29年 3月31日	介護予防訪問入浴介護
4572100701	デイサービスひむか	宮崎県東臼杵郡門川町加草1541番地1	特定非営利活動法人ひむか福祉サービス	宮崎県東臼杵郡門川町加草1541番地1	平成29年 3月31日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 306号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成29年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字市木字子持田5222- 2、字寺田5224、字牛ヶ谷5299- 2、字根頃木5752- 2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 307号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 4 月20日から平成29年 5 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
31	県道	都城霧島公園線	都城市南横市町8518番1地先から同市同町8429番1地先まで	旧	12.6～ 12.6	172.0
					11.0～ 11.0	184.4
				新	12.6～ 12.6	172.0

宮崎県告示第 308号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 4 月20日から平成29年 5 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
414	県道	有水高原線	西諸県郡高 原町大字後 川内字東ノ 原4819番1 地先から同 郡同町同大 字同字4826 番4地先ま で	旧	18.9～ 36.2	90.0
				新	16.8～ 29.3	90.0

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フェニックスガーデンうきのじょう
宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163- 1、163- 2、165、166、167、168- 1の一部
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者の名称の変更
平成28年12月 8 日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西白杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成29年 4 月20日から平成29年 5 月22日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フェスティバルマート学園木花台
宮崎市学園木花台西一丁目 3 番 1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成28年12月14日

3 意見の概要
意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
平成29年4月20日から平成29年5月22日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フェスティバルマート学園木花台
宮崎市学園木花台西一丁目3番1

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更
平成28年12月14日

3 意見の概要
意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
平成29年4月20日から平成29年5月22日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年4月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	徳地 豊	宮崎市大字跡江1887番地2
理事	前田 穰	綾町大字南俣2387番地1
理事	戸敷 正	宮崎市鶴島2丁目13番地26リバー タウン鶴島 401号
理事	前田 喜輝	小林市真方5633番地3
理事	畠中 征郎	綾町大字入野1287番地イ号2

理事	岡 武 義	宮崎市大字芳土3701番地 227
理事	市 瀬 憲 一	宮崎市高岡町浦之名4903番地 132
理事	東 郷 辰 孝	宮崎市高岡町飯田2253番地 1
理事	星 崎 卓 三	宮崎市高岡町上倉永 309番地 1
理事	川 越 章 嗣	宮崎市大字吉野 115番地 1
理事	海江田 貞 一	小林市野尻町紙屋1694番地 3
理事	富 田 満 州 男	小林市野尻町紙屋3229番地41
理事	松 江 良 徳	小林市野尻町紙屋 597番地 8
理事	荒 川 堅 次	綾町大字南俣4938番地 1
理事	小 田 道 夫	綾町大字南俣5353番地66
理事	岡 山 秀 昭	宮崎市祇園 1 丁目 103番地
監事	長 瀬 茂 弘	小林市野尻町東麓3146番地29
監事	脇 元 敏 幸	宮崎市高岡町飯田27番地
監事	羽 田 孝 一	綾町大字入野1941番地 2

（任期：平成33年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	前田 穰	綾町大字南俣2387番地 1
理事	戸敷 正	宮崎市鶴島 2 丁目13番地26リバー タウン鶴島 401号
理事	徳地 豊	宮崎市大字跡江1887番地 2
理事	前田 喜輝	小林市真方5633番地 3
理事	畠中 征郎	綾町大字入野1287番地イ号 2
理事	岡 武 義	宮崎市大字芳土3701番地 227
理事	日 高 悟	宮崎市高岡町高浜 700番地 3
理事	松 元 修	小林市野尻町紙屋 503番地 138
理事	荒 川 堅 次	綾町大字南俣4938番地 1
理事	海江田 貞 一	小林市野尻町紙屋1694番地 3

理 事	小 田 道 夫	綾町大字南俣5353番地66
理 事	富 田 満州男	小林市野尻町紙屋3229番地41
理 事	市 瀬 憲 一	宮崎市高岡町浦之名4903番地 132
理 事	星 崎 卓 三	宮崎市高岡町上倉永 309番地 1
理 事	川 越 章 嗣	宮崎市大字吉野 115番地 1
理 事	岡 山 秀 昭	宮崎市祇園 1 丁目 103番地
監 事	横 山 文 也	綾町大字北俣1116番地
監 事	脇 元 敏 幸	宮崎市高岡町飯田27番地
監 事	松 江 良 徳	小林市野尻町紙屋 597番地 8

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、中方土地改良区（宮崎市）から平成29年 3 月15日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成29年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）から平成29年 3 月15日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成29年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、鹿野田土地改良区（西都市）から平成29年 3 月27日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成29年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、川南原土地改良区（川南町）から平成29年 3 月30日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成29年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成29年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業地域
宮崎市、都城市、日南市、小林市、西都市、三股町、国富町、綾町、新富町
- 3 作業期間

平成29年4月20日から平成30年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2779号により公告した基本測量（機動観測）が平成29年 3 月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成29年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成29年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 物品及び数量 トナーカートリッジ等の単価契約
- (2) 納入期間 契約締結の日から平成30年 3 月31日まで
- (3) 納入場所 指定場所
- (4) 入札方法 (1)の物品について入札を実施する。落札決定に当たっては入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品の仕様を満たし、当該物品を確実に納入できると認められる者であること。
- (3) 本件の物品について、納入先の求めに応じ物品の取替等に速やかに対応できると認められる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- (6) 経営者等（法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、次の必要書類を平成29年 5 月26

日午後 5 時までにて下記12の場所に提出 (郵送での提出可。ただし、平成29年 5 月26日午後 5 時必着とする。) しなければならない。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (1) 入札参加届 (参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で入札の前日までに提出しなければならない。)
- (2) 納入物品一覧表 (仕様書で示す参考商品以外の商品で入札に参加しようとする場合には、当該商品の仕様、規格及び品番の分かるカタログ等を宮崎県警察本部警務部情報管理課に提出し、平成29年 5 月26日午後 5 時までにて事前承認を受けなければならない。)

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
〒 880-8509 宮崎県宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
電話番号0985 (31) 0110
- (2) 期間 平成29年 4 月20日から平成29年 6 月 1 日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

5 資格要件の審査を申請する場所及び期間

- (1) 場所
〒 880-8509 宮崎県宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
電話番号0985 (31) 0110
- (2) 期間 平成29年 4 月20日から平成29年 5 月26日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所
〒 880-8509 宮崎県宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
電話番号0985 (31) 0110
- (2) 期間 平成29年 4 月20日から平成29年 5 月26日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

7 入札書を送付により提出する場合の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 場所
〒 880-8509 宮崎県宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
電話番号0985 (31) 0110
- (2) 提出期限
平成29年 6 月 1 日 (木) 午後 5 時 (入札当日に持参する場合を除く。)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

8 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所
〒 880-8509 宮崎県宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
宮崎県警察本部 7 階 703会議室
電話番号0985 (31) 0110
- (2) 日時

平成29年 6 月 2 日 (金) 午後 1 時30分

9 入札及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則第 100条の規定による。

(2) 契約保証金

契約金額の 100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証金保険契約 (契約金額の 100分の10以上) を締結し、その証書を提出する場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の 2 箇年度の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A Toner Cartridge and the other items.The term of a contract is to be held from the conclusion of a contract to the 31 March,2018.

(2) Time limit for tender 5:00 p.m. 26 May, 2017.

(3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110.

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 6 号

警備業法 (昭和47年法律第 117号) 第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成29年 4 月20日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
施設警備	1 級	平成29年 7 月22日（土）午前 9 時から午後 5 時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前 8 時30分から午前 9 時までの間に済ませること。

- 2 実施場所
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
鹿児島県警察本部
- 3 定員
15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）
- 4 受検資格
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者
 - (2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの
- 5 検定申請手続
 - (1) 受付期間、時間
平成29年 5 月22日（月）から 6 月 2 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 検定申請書等提出先
申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）
 - (3) 提出書類
 - ア 検定申請書 1 通
 - イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
 - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
 - エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
 - オ 施設警備 2 級検定合格証明書の写し及び施設警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（検定規則第 8 条第 1 号に規定する者）
 - カ 1 級検定受検資格認定書（検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。）
 - キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料
検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。
納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 7 検定の方法
学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 施設警備業務の管理に関すること。

ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報とは、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（電話番号0985-31-0110）に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成29年 4 月 8 日現在次のとおりである。

平成29年 4 月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 18,621人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 216,379人

宮崎県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数

が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成29年4月8日現在次のとおりである。

平成29年4月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明
日南市選挙区 15,574人

--	--